

口座を開設される 個人のお客さまへのお願い

最近、振り込め詐欺等、預金口座を悪用した金融犯罪が社会問題になっています。

弊行では、このような犯罪に悪用される口座の開設を防止し、お客さまに安心してお取引いただくため、口座を開設されるお客さまには以下の事項について、お願いをいたしております。

お客さまにはご不便、お手数をおかけいたしますが、何とぞ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○口座の開設は最寄りの支店にてお手続きをお願いいたします。

口座の開設は、ご自宅またはお勤め先等に近いなど、ご利用に便利な支店にてお手続きをお願いいたします。遠隔の支店をご希望の場合は、その理由をお伺いし、場合により、口座の開設をお断りすることがございます。

○複数の普通預金口座の開設はご遠慮いただいております。

すでに弊行で普通預金口座をお持ちの場合は、同口座のご利用をお願いしております。

追加で口座開設をご希望の場合は、その理由やご利用目的等をお伺いさせていただきます。場合により、口座の開設をお断りすることがございます。

また、すでにお持ちの口座の通帳や印鑑等を紛失されているため、ご利用いただけない場合は、必ずお申し出ください。

【口座の売買は法律で禁止されています。】

口座を売買すること、譲渡を目的として口座を開設すること、他人になりすまして口座を開設することは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により禁止されています。

刑事罰の対象となることもございます。